

ひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約

令和3年10月22日 制定

令和4年1月21日 改正

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、ひろしま好きじゃけんコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、広島大学を中心に、地域の大学が保有する人材育成、研究開発及び新産業創出等に係る様々な知見を統合した次世代型産学官金連携支援体制を構築し、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)により迅速かつ効果的に運用することで、広島地域を中心とした新たなビジネスモデルや付加価値の創出を図り、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「本サービス」という。)を行う。

- (1) DXを活用した企業ニーズと大学研究成果とのマッチング等による企業等課題の解決
- (2) 企業、教育・研究機関、自治体等との協働による人材育成及び人材交流の促進
- (3) 大学発ベンチャーの創出及び支援
- (4) 産学官金連携に関する情報発信
- (5) その他本コンソーシアムの目的の達成に必要な事業

(会員)

第4条 本コンソーシアムの会員は、企業、団体、自治体、大学又は個人及び有識者等(以下「会員」という。)とする。

2 本コンソーシアムの会員の種別及びその資格要件は、次のとおりとする。

(1) ゴールド会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費5口以上を納める会員

(2) シルバー会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費3口以上を納める会員

(3) ブロンズ会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費1口以上を納める会員

(4) 特別連携会員

本コンソーシアムの事業活動に特別に寄与すると第11条に規定する運営会議が認めた会員。

なお、特別連携会員の会費は、無料とする。

(代表機関)

第5条 本コンソーシアムの代表機関は、広島大学とする。

(入会)

第 6 条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会申込書を代表機関に提出するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 7 条 会員は、入会時および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを表明、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し、又は経営に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員になること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して、本コンソーシアム、他の会員又はそれらの関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを表明、確約する。
- 3 会員は、前 2 項の表明、確約に違反した場合又は違反が判明した場合には、本コンソーシアムは、何らの催告を要せずに、書面による通知をもって当該会員を除名することができる。

(会費)

第 8 条 会費は、一口月額 1 万円とする。

- 2 会費を請求後、入金を指定した期日より 3 か月以内に入金がない場合は、入会もしくは会員の身分を取り消すことができる。
- 3 既納の会費は、退会、その他の理由によって返還しない。

(退会)

第 9 条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、別に定める退会申出書を代表機関に提出するものとする。

(役員)

第 10 条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
 - (2) 副会長 3 人
 - (3) 監事 2 人
- 2 会長は、代表機関における代表者である広島大学長をもって充てる。
 - 3 副会長は、会員のうちから会長が委嘱する。
 - 4 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。
 - 5 会長は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 7 監事は、本コンソーシアムの財務及び事業運営を監査する。
 - 8 副会長及び監事の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 9 副会長若しくは監事が辞任を申し出たとき、又は欠員となった時の後任者の任期は、前任者の残任期

間とする。

(運営会議)

第 11 条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの事業計画の企画・立案及び運営に関する重要な事項を審議するため運営会議を置く。

- 2 運営会議は、役員及び会長が会員のうちから指名した者をもって構成する。
- 3 運営会議は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 会長が必要と認めた場合は、運営会議に部会を設置することができる。部会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

(会議の実施方法)

第 12 条 運営会議及び部会は、本コンソーシアムの目的に沿って原則としてウェブサイトなどを活用するなど、DXにより迅速かつ効果的な運用を図るものとする。

(守秘義務)

第 13 条 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して他の会員より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上若しくは営業上の一切の情報について、相手先の事前の同意がない限り、これを第三者に漏洩開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 情報開示又は提供の時点で既に公知となっているもの
- (2) 情報開示又は提供の時点後に相手先が公開又は相手先の同意の下に第三者が公開したもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を有することなく入手したもの

(コンソーシアムの終了)

第 14 条 本コンソーシアムの目的がすべて達成され、本コンソーシアムとして活動の必要性がなくなったと運営会議が判断した場合には、本コンソーシアムを終了するものとする。

(事務局)

第 15 条 本コンソーシアムの事務局は、代表機関である広島大学に置く。

- 2 事務局の運営支援は、広島大学学術・社会連携室学術・社会連携部企画グループにおいて行う。

(運営経費)

第 16 条 本コンソーシアムの運営経費は、会員からの会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 運営経費は、事務局が適切な会計処理により出納管理する。

(会計年度)

第 17 条 本コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(本コンソーシアムの免責)

第 18 条 本コンソーシアムは、会員の利用によるオープンイノベーションの実現性、掲載された情報の正確性、会員の保有する資源の有用性等、本コンソーシアムの効果および会員に関する何らの保証も行わないものとする。

- 2 本コンソーシアムは、広島大学を介さない会員間のやり取り及びその内容等に関し、会員に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、何らの責任を負わないものとする。
- 3 会員は、会員のコンピューター端末におけるシステム環境により、本サービスの一部または全部を利用できない場合があることをあらかじめ了承するものとする。なお、この場合、本コンソーシアムは会費を返金する義務を負うものではないこととする。
- 4 その他、投稿内容により発生した他の会員または第三者の損害等については、当該会員または第三者の間で協議して解決するものとし、本コンソーシアムでは一切の補償をしないこととする。

(アカウントの管理)

- 第 19 条 会員は、利用に際して登録した情報（以下、「登録情報」という。メールアドレスや ID・パスワード等を含む）について、自己の責任の下、任意に登録、管理するものとする。会員は、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとする。
- 2 会員は、登録情報の不正使用によって本コンソーシアムまたは第三者に損害が生じた場合、本コンソーシアムおよび第三者に対して、当該損害を賠償するものとする。
 - 3 登録情報が盗用されまたは第三者に利用されていることが判明した場合、会員は直ちにその旨を本コンソーシアムに通知するとともに、本コンソーシアムからの指示に従うものとする。

(本規約の変更)

- 第 20 条 本コンソーシアムは、必要と認めた場合、本規約を変更できるものとする。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容をウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知するものとする。ただし、法令上会員の同意が必要となるような内容の変更の場合には、本コンソーシアム所定の方法で会員の同意を得るものとする。

(協議)

- 第 21 条 本規約に定めのない事項または本規約の条項について疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとする。

(雑則)

- 第 22 条 この規約に定めるもののほか、会員に付随する権利及び会費納入方法等、本コンソーシアムの運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。
- 3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 4 年 8 月 31 日までの会費は、無料とする。